

八幡浜市認定地域クラブ活動認定要件

1 認定要件及び確認事項

- ① 「I 八幡浜市地域クラブ活動整備方針」を遵守するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること〔活動の目標・理念〕

<確認事項>

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するものではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 八幡浜市内に活動拠点を置き、原則、八幡浜市内の中学生を対象とし、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることがないこと。
特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が多種多様な活動に対して主体的に取り組める活動であること。
- 地域クラブ活動に自由に加入及び退会できるよう、生徒や保護者に寄り添った指導・相談体制を整えること。（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める。）
- よりよい地域クラブ活動を目指して、児童生徒・保護者からの意見が反映されるよう、アンケート調査や定期相談などを実施すること。

- ② 適切な休養日や活動時間が設定されていること〔休養日・活動時間〕

<確認事項>

- 休養日

<学期中>

週当たり2日以上（内、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」〕は少なくとも1日以上）を設定すること。

ただし、週末に練習試合や大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。

〔参考〕学校部活動の休養日は、原則、水曜日と日曜日

<長期休業中>

長期休業中の休養日については、学期中に準ずる。ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、地域クラブ活動以外の活動にも参加できるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定すること。

※ オフシーズン期間：

8月11～15日（5日間）、12月29日～1月3日（6日間）

3月30日～4月3日（5日間）

＜試験期間中＞

定期試験期間（発表日から試験終了日前日）は、原則、活動を休止すること。

ただし、特に事情がある場合は、校長及び保護者の承認を得た上で行うことができるが、その際は、学校部活動休止の意味を踏まえて最小限の活動時間で行うこと。

＜特別休養日＞

入学式・始業式の日、その他学校行事や感染症関係で活動不可の日

○ 活動時間

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指す。

＜平日＞

1日の活動時間は、2時間程度とする。

＜学校の休業日（学期中の週末を含む）＞

1日の活動時間は、3時間程度とする。

○ 活動計画に関する情報の共有

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、八幡浜市教育委員会（以下、「市教委」という。）への報告及び保護者への周知を行うこと。

③ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること〔参加費等〕

- 国・県が示す参加費を目安に、可能な限り低廉な参加費を設定し、地域クラブ活動への理解を深めるとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整えること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること〔指導体制〕

- 地域クラブ活動において、指導や指導補助、見守り等を行う保護者等の人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

特に、指導人材による生徒への性被害防止のための日本版 DBS（犯罪証明管理及び発行システム）の活用を検討すること。

- 市教委が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

また、複数の指導人材による指導が不可能な場合でも、定期的なアンケ

ートや生徒・保護者へのヒアリングなどを定期的に行い、不適切行為の有無が確認できる相談体制をつくること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること〔安全確保〕

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
特に、学校施設を使用して行う場合、学校備品等の貸与等、学校からの支援体制に対して謙虚に受け止め、感謝の気持ちを持って、丁寧かつ安全な使用に努めること。
- 地域クラブ活動の運営団体（市教委）・実施主体（地域クラブ）、活動場所の管理主体（市教委と学校）との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
※ 別紙資料④参照「地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱い」
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。
※ 参照 スポーツ安全保険
生徒 800 円 指導者（～64 歳） 1,850 円（65 歳～） 1,200 円
- 地域クラブは、保護者との連絡網を確立し、会員である生徒の出欠に関して確認を必ず行うこと。（※生徒輸送バス乗降車連絡アプリの活用）

⑥ 適切な運営体制が確保されていること〔運営体制〕

- 地域クラブにおいて、少なくとも、次の内容を含む規約又は会則等を作成しており、それに基づき適切な運営が行われていること。
 - ア 目的が記載されていること
 - イ 以下に準ずる役員を選任・解任に関する事項が記載されていること
 - ・正副代表
 - ・会計
 - ・監事
 - ウ 総会について記載されていること
 - エ 会員の入退会、参加費等について記載されていること
 - オ 予算・決算の審議・承認について記載されていること
- 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示の機会（総会等）を設定すること。
- 地域クラブ A・B については、営利を目的とせずに運営すること。
参照「Ⅲ 八幡浜市地域クラブ活動認定制度」の「6 八幡浜市地域クラブの種類」

- 各競技団体（連盟や協会等）及び中学校体育連盟（地域クラブA、水泳、柔道）への登録（※1）や大会・コンクールへの参加申込を確実に行うとともに、大会運営への協力を行うこと。
- 認定地域クラブ活動として認可された場合は、本市の地域クラブ活動に係る事業に協力すること。また、県・市の大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 参照<別冊資料> 中学校体育連盟登録等関係

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 県広域連携システム運用への理解・協力が図れること。また、本市が設置している「浜っ子サークル銀行（団体登録）」「浜っ子人材銀行（個人登録）」に登録できること。
- 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
 - ※ 地域クラブ活動の拡充・継続のための積極的情報発信を行うために、学校が毎年行っている「個人情報取扱いについて」の内容を確認し、保護者の承諾の有無について互いに確認を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※ 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、中学生等を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底する。

2 認定の申請手続き及び認定期間

(1) 認定

地域クラブ活動の運営団体（本市の場合は、教育委員会）が、各実施主体（地域クラブ）の申請書等をもとに、認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行ったうえ、教育長が認定の可否を決定し、「八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第6号）」又は「八幡

浜市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第7号）」を申請団体に通知する。

(2) 認定期間

- 認定地域クラブの認定有効期限は、最長3年の範囲内とする。また、認定地域クラブ活動指導者の登録有効期間は、最長4年の範囲内とする。ただし認定・登録の更新は妨げないものとする。
- 教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

3 変更・休止・取消しの手順

認定地域クラブ活動指導者は、何らかの事由で申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は、「八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第8号）」を、また、活動を休止もしくは取消しせざるを得なくなった場合は、「八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第9号）」及び「八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第10号）」を教育委員会に提出する。

なお、その事由が解消し、再度、認定地域クラブ活動として活動再開が可能になった場合、初回同様、必要な申請手続きを行い、教育委員会の認定を受けるものとする。